



公益財団法人

浜松市文化振興財団

Hamamatsu Cultural Foundation

令和 8 年度浜松市楽器博物館 学芸員実習受入れ要項

公益財団法人浜松市文化振興財団は、大学における博物館学芸員養成教育に協力するため、令和 8 年度浜松市楽器博物館学芸員実習を実施します。実習を希望される方は下記事項をご確認の上ご応募ください。

記

- 1 目 的 博物館において学芸員業務を体験することにより、大学で学んだ知識をより深め、博物館の設置意義や学芸員の業務・責務を理解する。
- 2 日 程 令和 8 年 8 月または 9 月 6 日間・48 時間程度 ※結果通知時に連絡
- 3 場 所 浜松市楽器博物館（浜松市中央区中央 3-9-1）＜博物館相当施設＞
- 4 対 象 大学において学芸員養成課程を履修中の学生のうち、当館の専門分野と同一または隣接している分野（音楽学、芸術学、民族学、民俗学、人類学、社会学、生涯学習など）を専攻しており、実習を受ける能力（素養、人間性）が備わっていると認められる者。
- 5 定 員 6 名程度（応募者多数の場合は、書類選考にて決定します）
- 6 内容(予定) (1) 当館の概要説明（講義形式）
 - ・施設概要…設立理念、沿革等の説明、施設設備の案内
 - ・事業概要…展示や教育普及活動を中心に当館事業を説明(2) 博物館活動の体験（実習・演習形式）
 - ・学芸実習…資料管理や展示に関する業務
 - ・教育普及事業実習…教育普及に関する業務
- 7 実 習 費 本実習に当たって、実習費の負担は必要ありません。ただし、実習に関係する書類（日誌、報告書等）の送料や実習期間中の宿泊費など必要経費は自己負担とします。
- 8 保 険 実習に当たり災害傷害保険等への加入を義務とします。対人対物を担保する保険の加入を推奨します。手続きは大学または実習生が行ってください。
- 9 報 告 書 実習中における実習生の取り組み状況などは、当館指定の報告書にて大学に報告します。
- 10 申込方法 大学を通じてもしくは実習希望者が直接、募集期間内に下記提出書類を添えて応募してください。
- 11 提出書類 (1) 所属大学作成の依頼文書
(宛先：公益財団法人浜松市文化振興財団 代表理事 花井和徳)
(2) 博物館に関する科目の取得状況証明書
(令和 7 年度後期登録時点・当館指定のもの)



公益財団法人

浜松市文化振興財団

Hamamatsu Cultural Foundation

- (3) 履歴・調査書（当館指定のもの）
- (4) 作文課題（A4用紙使用・Word可）
当館で実習を希望する理由を1200字程度にまとめたもの
- (5) 選考結果の返信用封筒（長型3号）
返信先（大学の住所等）を記載し460円分の切手を貼り付けたもの
- 12 提出先 〒430-7790 静岡県浜松市中央区板屋町111-1
公益財団法人 浜松市文化振興財団 経営企画課
浜松市楽器博物館 学芸員実習受付係（TEL:053-451-1113）
- ① 封筒に「学芸員実習応募書類在中」と朱書きをしてください。
- ② 郵送の場合は「簡易書留」で送付してください。
- ③ 持込の場合は経営企画課にて平日9:00～17:00の間で受け付けます。
- 13 募集日程 (1) 募集期間：令和7年12月1日（月）～令和8年1月30日（金）
(2) 募集締切：令和8年1月30日（金）必着＜郵送又は持込＞
(3) 受入内定（受入れ可否の通知）：令和8年3月上旬（予定）
(4) 受入決定：令和8年5月（予定）
※土日祝は持込の受付を行っておりません。
- 14 備考 (1) 当館における「学芸員実習」とは博物館法施行規則第1条における
「博物館実習」を指します。
(2) 実習期間中は個人都合での休みは原則として認めません。
(3) 記載された個人情報、選考及び実習受入れのために利用し、それ
以外の目的では使用しません。
(4) 選考結果に対する質問は受け付けません。また、提出した書類の返
却はしません。
- 15 問い合わせ先 (1) 応募書類の受理について
公益財団法人 浜松市文化振興財団 経営企画課
浜松市楽器博物館 学芸員実習担当
〒430-7790 静岡県浜松市中央区板屋町111-1 TEL:053-451-1113
(2) 実習内容について
公益財団法人 浜松市文化振興財団
浜松市楽器博物館 学芸員実習担当
〒430-7790 静岡県浜松市中央区中央3-9-1 TEL:053-451-1128

以上



(Q&A) よくあるご質問

Q 1 ほかの博物館と比べて実習の募集日程が早いのはなぜですか？

A 1 当館は、国内唯一の公立楽器博物館のため全国から応募があります。年によっては、すべての希望に応じられない場合もあります。その場合、お断りした実習希望者が他館での実習機会を失わないように、応募の時期に余裕をみているためです。

Q 2 募集している時期までに大学の事前指導が行われませんか。応募は可能ですか？

A 2 大学の事務の方にご相談ください。提出すべき書類が整えば応募は可能です。

Q 3 遠方の大学に通っていますが、応募は可能ですか？

A 3 大学の所在地、実習生の住所は特に問題にしています。例年、ビジネスホテルやウィークリーマンションなどから通う実習生がいます。

Q 4 欠席・遅刻・早退をすることはできますか？

A 4 欠席・遅刻・早退は原則として認めていません。大学の行事としての演奏旅行、他の資格習得のための実習、就職活動などの場合においても同様です。全日程に参加できない場合は、実習途中でも辞退していただきます。

Q 5 実習にあたって保険をかける必要はありますか？

A 5 当財団の規定により、実習生は災害傷害保険等への加入を義務としています。災害傷害保険は多くの大学において団体加入していますので、大学に問い合わせてください。なお、博物館実習ガイドライン（文部科学省）に記載されているとおり、対人・対物を担保する保険に加入していることが望ましいです。

Q 6 バイク、自家用車で通うことは可能ですか？

A 6 安全のため、原則、徒歩、自転車又は公共交通機関の利用を推奨しています。

Q 7 実習内容について詳しく教えてください。

A 7 楽器博物館までお問い合わせください。

Q 8 8日間以上実習するように指示を受けています。実習期間の延長は可能ですか？

A 8 当館では遠方から参加する学生のため6日間（48時間）を基準として実習を行います。これは、博物館施行規則に明記されている1単位を充足する時間数です。個人に合わせたカリキュラムの変更は行いませんので、不足する場合は、大学において補習・補講を行ってください。

Q 9 対象に記載されている分野を専攻していませんが応募は可能ですか？

A 9 当館と関連する分野を専攻されていれば申込みは可能です。

その他、不明な点はお問い合わせください。